

A5 現院長の所得税法上の累積赤字は、後継者に引き継ぐことはできません。現院長に他の所得があれば、それとの相殺は可能です。なお青色申告の場合は、その赤字を翌年以降3年間繰り越すことができます。

(1) 院長の赤字は承継不可

院長から後継者に事業承継するためには、院長は「廃止届」を、後継者は「開設届」を廃止月翌月1日に所轄保健所に提出することになります。所得税法上の取扱いも同様に、院長が個人事業を廃止し、後継者が新たに個人事業を開始することになりますので、所轄税務署長に院長が「廃業届」を、後継者が「開業届」をそれぞれ提出することになります。

税法上、事業内容が同じでも所得の帰属者が異なることになりまますから、後継者は院長の事業所得の計算上の損失は引き継ぐことはできません。

(2) 純損失とは

純損失とは、総所得金額等を計算する場合において、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の計算上生じた損失の金額で損益通算してもなお控除しきれない損失をいいます。

(3) 純損失の繰越控除（所法 70）

損益通算をしてもなお控除しきれない純損失の金額がある青色申告者は、期限内に青色申告書を提出し、その後も連続して確定申告書を提出している場合には、その翌年以降3年間にわたって、その純損失の金額を各年分の所得金額から繰越控除することができます。

(4) 純損失の繰戻還付（所法 140、措特法 41 の 5⑨、41 の 5 の 2⑨）

前年も青色申告している場合には、純損失の繰越控除に代えて確定損失申告書の提出と同時に、純損失の金額を前年の所得金額から差し引き、繰戻還付の請求をすれば、純損失の額に相当する前年分の所得税の還付を受けることができます。その還付を受けることができる金額は前年分の所得税額が限度となります。

また、廃業のときに限り、廃業した年の前年および前々年に青色申告者である確定申告書を提出し、かつ、廃業した年分の確定申告書の提出期限までに還付請求書を提出した場合には、純損失の繰越控除の適用を受けることが困難であると認められたときに限り、廃業した年の前年の純損失を前々年に繰戻し、還付を受けることができます。

(5) 純損失の処理

純損失が生じている院長は、純損失が切り捨てられないように事業承継前に、後継者と十分に話し合い、翌年以降3年間にこの純損失を控除できるような計画を立てることが重要です。